

枚方市分別収集計画 (第 10 期)

令和 4 年 (2022 年) 7 月

枚 方 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	2
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5
参考資料. 1 容器包装廃棄物の排出見込み量の算定	
参考資料. 2 収集区分別資源化量の見込み	

1. 計画策定の意義

本市では、ごみの減量・リサイクル及び適正処理に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、枚方市一般廃棄物処理基本計画を令和4年（2022年）3月に改定し、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指しているところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの焼却量及び最終処分量の削減を図ることを目的としている。また、市民・事業者・行政のそれぞれの役割分担と義務を定めた法の趣旨に基づき、三者が連携・協力することにより、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みをさらに進めるものである。

2. 基本的方向

- 市民・事業者・行政が連携・協力しながら、可能な限りごみを発生させない取り組み（リフューズ・リデュース・リユース）を最優先に行い、その上でごみの分別の徹底を図りながら、容器包装廃棄物の分別収集を促進する。
- あらゆる機会を活用し、4Rに関する情報発信の充実を図るとともに、4Rのための環境教育・環境学習をさらに拡充するなど、必要とされる情報の提供とその情報の市民への浸透を計画的に進められるように努める。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年（2023年）4月を始期とする5年間とし、令和7年（2025年）度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	24,834	24,670	24,456	24,303	24,123

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。

- 広報ひらかたや市ホームページ、ごみ分別アプリ、メールマガジンなど、多様な方法による情報発信を計画的に行い、市民・事業者等と連携した4Rの啓発活動を推進する。
- 廃棄物減量等推進員や市民団体、事業者などと連携し、啓発キャンペーンやイベントなどを通じて、4Rに関する情報を広く市民に発信する。
- 中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における4R教育を推進する。
- 市内のリサイクルショップ等に関する情報を発信する。
- 再生資源集団回収による古紙・古布やアルミ缶などのリサイクルを促進する。
- 分別排出ルールを徹底するため、よりわかりやすい情報発信を行うとともに、事業者等と連携した分別排出の周知を促進する。
- 事業活動に伴い排出される紙製容器包装廃棄物のリサイクルを進める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		空き缶、びん・ガラス類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色	
	茶色	
	その他	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		古紙
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル・プラスチック製容器包装
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	501		494		488		481		477	
主としてアルミ製の容器	546		541		537		531		528	
無色のガラス製容器	(合計) 771		(合計) 761		(合計) 750		(合計) 741		(合計) 734	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 771	(引渡額) 0	(独自処理額) 761	(引渡額) 0	(独自処理額) 750	(引渡額) 0	(独自処理額) 741	(引渡額) 0	(独自処理額) 734
茶色のガラス製容器	(合計) 542		(合計) 534		(合計) 527		(合計) 520		(合計) 515	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 542	(引渡額) 0	(独自処理額) 534	(引渡額) 0	(独自処理額) 527	(引渡額) 0	(独自処理額) 520	(引渡額) 0	(独自処理額) 515
その他のガラス製容器	(合計) 766		(合計) 756		(合計) 745		(合計) 736		(合計) 729	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 766	(引渡額) 0	(独自処理額) 756	(引渡額) 0	(独自処理額) 745	(引渡額) 0	(独自処理額) 736	(引渡額) 0	(独自処理額) 729
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	31		31		31		31		31	
主として段ボール製の容器	2,263		2,246		2,229		2,212		2,201	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,552		(合計) 2,558		(合計) 2,563		(合計) 2,569		(合計) 2,574	
	(引渡額) 0	(独自処理額) 2,552	(引渡額) 0	(独自処理額) 2,558	(引渡額) 0	(独自処理額) 2,563	(引渡額) 0	(独自処理額) 2,569	(引渡額) 0	(独自処理額) 2,574
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 370		(合計) 386		(合計) 402		(合計) 417		(合計) 433	
	(引渡額) 370	(独自処理額) 0	(引渡額) 386	(独自処理額) 0	(引渡額) 402	(独自処理額) 0	(引渡額) 417	(独自処理額) 0	(引渡額) 433	(独自処理額) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5,269		(合計) 5,494		(合計) 5,718		(合計) 5,942		(合計) 6,166	
	(引渡額) 5,269	(独自処理額) 0	(引渡額) 5,494	(独自処理額) 0	(引渡額) 5,718	(独自処理額) 0	(引渡額) 5,942	(独自処理額) 0	(引渡額) 6,166	(独自処理額) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

枚方市一般廃棄物処理基本計画（令和4年（2022年）3月改定）の計画値の算定方法に基づいて算定している。各品目の構成割合については、枚方市ごみ組成分析調査（令和3年（2021年）度実施）から算定している。（※品目ごとの構成割合は、参考資料1、2を参照）

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現在、自治会等の市民団体により集団回収されている飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬の主体	選別、圧縮・保管の主体
スチール製容器	空き缶、びん・ガラス類	市 (直営・委託)	民間業者
アルミ製容器			
無色ガラス製容器			
茶色ガラス製容器			
その他ガラス製容器			
飲料用紙製容器	古紙	市民団体：集団回収 (民間業者)	民間業者
段ボール		市 (委託等)	民間業者
紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル・ プラスチック製容器包装	市 (直営・委託)	一部事務組合
プラスチック製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、紙製容器包装については、民間の処理施設を活用して選別、圧縮・保管し資源化までを行う。ペットボトル・プラスチック製容器包装については、収集は直営及び委託業者による2 tパッカー車、3.5 tパッカー車及びミニダンプ車で混合収集を行い、中間処理は「北河内4市リサイクル施設組合」の管理する「北河内4市リサイクルプラザ」で選別、圧縮・梱包を行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶、びん・ガラス類	袋	2 tパッカー車 3.5 tパッカー車 ミニダンプ車	民間業者 処理施設
アルミ製容器				
無色ガラス製容器				
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙	紐括り等	ダンプ車等	民間業者 処理施設
段ボール				
紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル・ プラスチック製容器包装	袋	2 tパッカー車 3.5 tパッカー車 ミニダンプ車	一部事務組合
プラスチック製 容器包装				

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用して4 Rに関する情報発信、啓発を行う。
- 再生資源集団回収によるリサイクルを促進する。
- 分別排出ルール徹底を図るため、よりわかりやすい情報発信、啓発を充実・強化する。
- 共同住宅管理会社などの事業者と連携を図りながら、分別排出の徹底を進める。
- 一般廃棄物収集運搬許可業者と連携を図りながら、排出事業者への啓発・指導を行い、分別排出の徹底を進める。

容器包装廃棄物の排出見込み量の算定

区分	内訳	発生区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	比率
空き缶、びん・ガラス類		既存発生量	2,966	2,925	2,886	2,848	2,821	
缶		既存発生量	829	817	807	796	789	
		ごみ混入量	41	41	41	41	41	
		集団回収量	241	240	240	238	238	
		合 計	1,111	1,098	1,088	1,075	1,068	
	スチール	既存発生量	515	508	502	495	491	2.2%
		ごみ混入量	25	25	25	25	25	
		合 計	540	533	527	520	516	
	アルミ	既存発生量	314	309	305	301	298	2.3%
		ごみ混入量	16	16	16	16	16	
		集団回収量	241	240	240	238	238	
		合 計	571	565	561	555	552	
びん・ガラス		既存発生量	2,138	2,109	2,079	2,053	2,031	
		ごみ混入量	76	76	76	76	73	
		合 計	2,214	2,185	2,155	2,129	2,104	
	無色 ガラス	既存発生量	793	783	771	762	754	3.3%
		ごみ混入量	28	28	28	28	27	
		合 計	821	811	799	790	781	
	茶色 ガラス	既存発生量	557	549	542	535	529	2.3%
		ごみ混入量	20	20	20	20	19	
		合 計	577	569	562	555	548	
	その他 ガラス	既存発生量	788	777	766	756	748	3.3%
		ごみ混入量	28	28	28	28	27	
		合 計	816	805	794	784	775	
古紙・紙製容器包装		ごみ混入量	3,832	3,771	3,711	3,651	3,598	
		集団回収量	4,148	4,112	4,076	4,040	4,009	
		行政回収量	698	723	747	772	797	
		合 計	8,678	8,606	8,534	8,463	8,404	
	紙パック	ごみ混入量	579	573	567	561	556	2.5%
		集団回収量	31	31	31	31	31	
		行政回収量	0	0	0	0	0	
		合 計	610	604	598	592	587	
	段ボール	ごみ混入量	1,090	1,079	1,068	1,057	1,046	13.5%
		集団回収量	1,876	1,845	1,815	1,784	1,759	
		行政回収量	387	401	414	428	442	
		合 計	3,353	3,325	3,297	3,269	3,247	
	その他紙製容器包装	ごみ混入量	2,163	2,119	2,076	2,033	1,996	19.0%
		集団回収量	2,241	2,236	2,230	2,225	2,219	
		行政回収量	311	322	333	344	355	
		合 計	4,715	4,677	4,639	4,602	4,570	
ペットボトル・プラスチック製容器包装		既存発生量	5,964	6,219	6,473	6,725	6,979	
		ごみ混入量	6,867	6,562	6,206	5,911	5,568	
		合 計	12,831	12,781	12,679	12,636	12,547	
	ペットボトル	既存発生量	391	408	425	441	458	3.3%
		ごみ混入量	433	413	392	372	353	
		合 計	824	821	817	813	811	
	プラスチック製容器包装	既存発生量	5,573	5,811	6,048	6,284	6,521	48.3%
		ごみ混入量	6,434	6,149	5,814	5,539	5,215	
		合 計	12,007	11,960	11,862	11,823	11,736	
	容器包装廃棄物の総量		24,834	24,670	24,456	24,303	24,123	100.0%

※構成割合はごみ組成分析調査（令和3年度実施）から算定している。

収集区分別資源化量の見込み

空き缶・びん・ガラス類

(単位：トン)

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
計画収集量		2,966	2,925	2,886	2,848	2,821
缶実質回収量		829	817	807	796	789
資源化率		97%	97%	97%	97%	97%
スチール	構成割合	62.2%	62.1%	62.2%	62.1%	62.2%
	資源化量	501	494	488	481	477
アルミ	構成割合	37.8%	37.9%	37.8%	37.9%	37.8%
	資源化量	305	301	297	293	290
びん・ガラス実質回収量		2,137	2,108	2,079	2,052	2,032
資源化率		97%	97%	97%	97%	97%
無色ガラス	構成割合	37.1%	37.1%	37.1%	37.1%	37.1%
	資源化量	771	761	750	741	734
茶色ガラス	構成割合	26.1%	26.0%	26.1%	26.0%	26.0%
	資源化量	542	534	527	520	515
その他ガラス	構成割合	36.8%	36.9%	36.8%	36.9%	36.8%
	資源化量	766	756	745	736	729

集団回収

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
アルミ		241	240	240	238	238
古紙		4,148	4,112	4,076	4,040	4,009
紙パック	うち構成割合	0.75%				
		31	31	31	31	31
段ボール	うち構成割合	45.23%				
		1,876	1,845	1,815	1,784	1,759
その他紙製容器包装		54.03%				
		2,241	2,236	2,230	2,225	2,219

行政回収

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
古紙		698	723	747	772	797
段ボール	うち構成割合	55.44%				
		387	401	414	428	442
その他紙製容器包装		44.56%				
		311	322	333	344	355

ペットボトル・プラスチック製容器包装

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
計画収集量		5,965	6,219	6,473	6,726	6,980
分別基準適合物量		5,640	5,880	6,120	6,360	6,600
ペットボトル	構成割合	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
	計画収集量	391	408	425	441	458
	分別基準適合物量	370	386	402	417	433
プラスチック製容器包装	構成割合	93.4%	93.4%	93.4%	93.4%	93.4%
	計画収集量	5,573	5,811	6,048	6,284	6,521
	分別基準適合物量	5,269	5,494	5,718	5,942	6,166

品目別資源化量の見込み

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
スチール	501	494	488	481	477
アルミ	546	541	537	531	528
無色ガラス	771	761	750	741	734
茶色ガラス	542	534	527	520	515
その他ガラス	766	756	745	736	729
紙パック	31	31	31	31	31
段ボール	2,263	2,246	2,229	2,212	2,201
紙製容器包装	2,552	2,558	2,563	2,569	2,574
ペットボトル	370	386	402	417	433
プラスチック製容器包装	5,269	5,494	5,718	5,942	6,166
合計	13,611	13,801	13,990	14,180	14,388
発生見込み量に対する資源化割合	54.8%	55.9%	57.2%	58.3%	59.6%